住所　東京都墨田区江東橋４丁目21番６―918号
楊欣　昭和56年10月21日生
住所　千葉県市川市湊新田１丁目３番10号
ゴ・ニャット・ナム・パブスカ　昭和57年９月６日生
住所　愛知県岡崎市小針町字松山25番地
李康子　昭和35年３月９日生
住所　愛知県愛西市大野町茶木52番地
徐乙濟　昭和３年２月21日生
住所　東京都練馬区豊玉中２丁目22番９―201号
念曉霖　平成元年６月12日生
住所　浜松市中区西伊場町72番８号
フェリッペ・シヨウイチ・ヤマダ　昭和59年12月30日生
住所　愛知県一宮市木曽川町黒田十ノ通り119番地３
羅桂萍　昭和42年４月21日生
住所　名古屋市守山区東山町13番18号
○外務省告示第四百五十七号

平成二十八年十一月十四日にラバトで、円借款の供与に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の平成二十三年七月二十九日付けの交換公文に従って道路金融基金に供与されることになった地方道路整備計画（Ⅱ）の実施に係る円貨による借款の支出期間が道路金融基金と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成三十年十一月十八日まで延長される旨の口上書の交換が、モロッコ王国政府との間に行われた。

平成二十八年十二月二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第四百五十八号

平成二十八年十月二十六日にルサカで、ザンビア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がザンビア共和国政府との間に行われた。

１　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
２　贈与額　二億円
３　署名者
日　本　側　榊原修一在ザンビア臨時代理大使
ザンビア側　フェリックス・ムタティ財務大臣

平成二十八年十二月二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第四百五十九号

平成二十八年十一月二十三日にソウルで、秘密軍事情報の保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、同日に効力を生じた。

平成二十八年十二月二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

（訳文）

秘密軍事情報の保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定

日本国政府及び大韓民国政府（以下「両締約国政府」といい、個別に「締約国政府」という。）は、両締約国政府の間で交換される秘密軍事情報の相互保護を確保することを希望して、次のとおり協定した。

第一条　目的

両締約国政府は、この協定の規定が各締約国政府の施行されている国内法令に合致する限り、当該規定に従って、秘密軍事情報の保護を確保する。

第二条　定義

この協定の適用上、

(a)　「秘密軍事情報」とは、日本国政府若しくは大韓民国政府の権限のある当局により作成され、それらの使用のために作成され、又はそれらにより保持されている防衛関連情報であって、各締約国政府の国家安全保障のために保護を必要とするものをいう。その情報には、秘密指定及び、必要な場合には、その情報が秘密軍事情報であることを識別するための適当な表示を付す。その情報は、口頭、映像、電子、磁気若しくは文書の形態又は装備若しくは技術の形態をとることができる。

(b)　「提供締約国政府」とは、秘密軍事情報を提供する締約国政府をいう。

(c)　「受領締約国政府」とは、提供締約国政府から提供される秘密軍事情報を受領する締約国政府をいう。

(d)　「権限のある当局」とは、防衛関連情報の保護について責任を有する当局として、締約国政府によって指定される当該締約国政府の機関をいう。一方の締約国政府は、他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、その権限のある当局を通報する。

(e)　「秘密軍事情報取扱資格」とは、各締約国政府の適当な手続に従って個人に付与される適格性であって、秘密軍事情報を確実に取り扱うためのものをいう。

第三条　国内法令

一方の締約国政府は、要請があったときは、他方の締約国政府に対し、秘密軍事情報の保護に関する自国の施行されている国内法令について通報する。一方の締約国政府は、この協定の下での秘密軍事情報の保護に影響を及ぼす当該国内法令のいかなる変更についても、他方の締約国政府に対して通報する。

第四条　秘密軍事情報の秘密指定及び表示

１　秘密軍事情報には、次のいずれかの秘密指定を表示する。

(a)　日本国政府については、「極秘」、「特定秘密」又は「秘」

(b)　大韓民国政府については、「**군사Ⅱ급비밀**」又は「**군사Ⅲ급비밀**」

２　受領締約国政府は、提供された全ての秘密軍事情報に提供締約国政府名及び受領締約国政府の対応する秘密指定を表示する。対応する秘密指定は、次のとおりとする。

日本国	大韓民国
極秘／特定秘密	**군사Ⅱ급비밀**
秘	**군사Ⅲ급비밀**

注　英語において相当する語

SECRET

CONFIDENTIAL

３　受領締約国政府が作成する文書又は媒体であって、提供締約国政府から提供された秘密軍事情報を含むものには、適当な秘密指定を表示し、また、当該文書又は媒体が提供締約国政府から提供された秘密軍事情報を含むことを識別するための表示を付す。

第五条　補足実施取決め

この協定に基づく補足実施取決めは、両締約国政府の権限のある当局により作成することができる。

第六条　秘密軍事情報を保護するための原則

両締約国政府は、提供された秘密軍事情報を保護するため、次の事項を確保する。

(a)　受領締約国政府は、提供締約国政府の事前の書面による承認を得ることなく、第三国の政府、個人、企業、機関、組織又は他の団体に対し、当該秘密軍事情報を提供しないこと。

(b)　受領締約国政府は、自国の施行されている国内法令に従い、当該秘密軍事情報について提供締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えるために適当な措置をとること。

(c)　受領締約国政府は、提供締約国政府の事前の書面による承認を得ることなく、当該秘密軍事情報が提供された目的以外の目的のために、当該秘密軍事情報を使用しないこと。

(d)　受領締約国政府は、自国の施行されている国内法令に従い、当該秘密軍事情報に関係する特許権、著作権又は企業秘密のような知的財産権を遵守すること。

(e)　当該秘密軍事情報を取り扱う政府の各施設が、秘密軍事情報取扱資格を有し、かつ、当該秘密軍事情報にアクセスすることを許可されている個人の登録簿を保持すること。

(f)　各締約国政府は、当該秘密軍事情報の配布及び当該秘密軍事情報へのアクセスを管理するために、当該秘密軍事情報の識別、所在、目録及び管理の手続を設定すること。